

岩見沢市新産業支援センター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、使用料の改定を行う。

第2 改正の内容

施設運営コストの上昇分を施設使用料に転嫁するため、別表で定める施設使用料金について改定を行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第33号

岩見沢市新産業支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市新産業支援センター条例の一部を改正する条例

岩見沢市新産業支援センター条例（平成15年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条、第22条関係)

種別	使用の単位	使用料	区分
インキュベートルーム	1月	21,380円	専用施設
レンタルオフィスA	1月	80,190円	
レンタルオフィスB	1月	38,850円	一般施設
	1時間	1,200円	
データベースルーム	1月	10,290円	専用施設
産学連携共同研究開発室	1月	156,370円	
	1時間	3,500円	一般施設
多目的研修室	1時間	5,200円	
ミーティングルーム	1	1月	27,220円
		1時間	800円
	2	1月	27,220円
		1時間	800円
	3	1時間	600円

備考

- 1 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。
- 2 許可された使用時間を超えて一般施設を引き続き使用する場合(市長が運営に支障がないと認め、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可した場合に限る。)の使用料は、各区分の使用料とする。
- 3 月の中途中で専用施設の使用を開始又は終了する場合の当該月の使用料は、この表に定める額を30で除し、これに当該月の使用日数を乗じて得た額とする。
- 4 専用施設の使用者がミーティングルームを使用する場合は、別表及び第1項及び第2項の規定により算出して得た額の2分の1を使用料とする。
- 5 一般施設について、入場料若しくはこれらに類するものを徴する場合又は物品の販売若しくは有償によるサービスの提供を目的として使用する場合は、別表及び前各項(第3項を除く。)により算出して得た額の10割増を使用料とする。
- 6 一般施設について、12月1日から翌年3月31日までの間は、別表及び前各項(第3項を除く。)により算出して得た額(以下「基本料金」という。)に冬期加算料(当該基本料金の3割の額)を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外においても暖房を使用する場合は、本項の規定を適用する。
- 7 別表及び前各項により算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を使用料とする。
- 8 備付物件の使用料は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表に規定する使用料の納付その他のこの条例の施行日以後の使用に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。